

「ごうぎんメイトサービス」ご利用規定

契約者ご本人（以下「契約者」といいます）と当行が、契約者の占有管理する端末機等（以下「端末機」といいます）と当行のコンピューターとを通信回線で接続したオンライン処理による取引について下記のとおり定めるものとします。

尚、本サービスの取扱時間は、当行が定めた時間内とします。但し、当行はこの取扱時間を契約者に通知することなく変更する場合があります。

記

1.（一括データ伝送サービス）

一括データ伝送サービスのご利用にあたっては、契約者からあらかじめ別途サービス種別に応じた利用申込書または契約書等により取扱うものとします。

2.（照会サービス）

- (1) 取引照会サービスの対象口座は、利用申込書によりあらかじめ指定された契約者名義の預金口座とします。
- (2) 取引照会は、端末機から当行の定める方法および操作により行うものとします。
- (3) 当行で受信した暗証番号および「預金種類、店番・口座番号」がお届けの内容と一致した場合、当行は送信者を契約者として取扱います。

3.（振替・振込サービス『登録方式』）

- (1) 振替・振込サービス『登録方式』は、端末機による依頼にもとづき、振込指定日に契約者名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます）からご指定金額を引落しのうえ、ご指定の当行国内本支店、あるいは、当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）へ入金する場合に利用できるものとします。
- (2) 支払指定口座および入金指定口座は利用申込書または届出書により、契約者からあらかじめお届けいただくものとし、当行が登録番号を指定します。
- (3) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
 - ① 支払指定口座と入金指定口座が同一店内かつ同一名義の場合は「振替」として取扱います。
 - ② 支払指定口座と入金指定口座が同一店以外の場合、異なる名義の場合、または他行あての場合は「振込」として取扱います。

4.（振替・振込サービス『都度指定方式』）

- (1) 振替・振込サービス『都度指定方式』は、端末機による依頼にもとづき、振込指定日にご指定金額を支払指定口座から引落とし、契約者が都度指定した当行国内本支店、あるいは、当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「都度入金指定口座」といいます）へ入金する場合に利用できるものとします。
- (2) 支払指定口座は利用申込書により、契約者からあらかじめお届けいただくものとします。

5. (振替・振込の受付等)

- (1) 振替・振込を依頼する場合は、当行が定めた番号あてに送信を行ない当行が定める方法および操作手順により行なうものとします。
- (2) 当行で受信した暗証番号、支払指定口座番号が、届出の暗証番号、支払指定口座番号と一致した場合には、当行は送信者を契約者とみなし、振替・振込の取扱いを行いません。
- (3) ご依頼の内容については、当行が1件ごとに振替、振込内容確認画面の意思確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当行は振込指定日に支払指定口座から振替金額または振込金額を引落としのうえ、当行所定の方法で振替または振込の手続きをいたします。
- (5) 支払指定口座からの資金の引落としは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定、貯蓄預金規定またはカードローン規定にかかわらず、通帳、カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (6) この取扱いによる1回あたりの振替、振込金額の限度額は当行があらかじめ指定した金額の範囲内とします。
- (7) 以下の各号に該当する場合、振替、振込の取扱いはできません。
 - ① 振替、振込金額が支払指定口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）（以下、「支払い可能残高」といいます）を超える場合。ただし、振込指定日が翌営業日以降の振替・振込取引については、当該振込指定日当日に当行が取扱う時点での支払い可能残高を超える場合。
 - ② 他行あて振込において、あらかじめお届けいただいた振込限度額を超える場合。
 - ③ 支払指定口座または入金指定口座が解約済の場合。
 - ④ 契約者から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行なった場合。
 - ⑤ 差押え等やむを得ない事情があり、当行が振替、振込を不相当と認めた場合。
- (8) 振込取引において、入金指定口座または都度入金指定口座への入金ができない場合には組戻し手続きにより処理願います。
- (9) 振込指定日当日に取消を行なう場合には、組戻し手続きにより処理願います。

- (10) 振込指定日前日の本サービス取扱終了時間までに取消を行う場合には、契約者の端末機で取消の処理をお願いします。

6. (振替・振込取引の確認)

- (1) 振替・振込取引後は、すみやかに普通預金通帳、通知預金通帳、貯蓄預金通帳への記入、または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。万一、取引内容、残高に相違がある場合、直ちにその旨を取引店へご連絡ください。
- (2) 振込指定日が翌営業日以降の振替・振込取引成立の有無については、当該取引指定日当日に契約者ご自身で「振替・振込照会」等によりご確認ください。
- (3) 取引内容、残高に相違がある場合において、依頼人と当行の間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理させていただきます。
- (4) 当行が意思確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取引内容をお取引店にご確認ください。

7. (免責事項)

- (1) 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 振替、振込サービスの利用にあたり、受付けの際送信された暗証番号、支払指定口座番号および登録番号と、お届けの暗証番号、支払指定口座番号および当行があらかじめ指定した登録番号との一致を確認し、意思確認コードを受信のうえ取扱いしましたうえは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。ただし、『都度指定方式』による場合は、登録番号は使用いたしません。

8. (届出事項の変更等)

暗証番号、指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (解約)

- (1) 本契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。
- (2) お客さまによる解約の場合は、当行所定の「ごうぎんメイトサービス利用申込書（解約）」に必要事項を記載して提出する方法によって解約の手続きをとるものとします。ただし、解約時まで処理が完了していない「振替予約」または「振込予約」取引および一括データ伝送サービス取引の依頼が存在する場合は、当該取引依頼の取消

を行った上でなければ解約はできないものとします。

- (3) 当行の都合により本契約を解約する場合は、届出住所宛に解約の通知を行います。当行が解約の通知を届出住所宛に発信したにもかかわらず、その通知が延着しまたは到着しなかった（受領拒否の場合も含みます。）場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 基本手数料引落口座が解約されたときは、当行はお客さまへの通知なしに本契約を解約することができるものとします。また、照会サービス、振替・振込サービスのご利用口座が解約されたときは、当該口座に関するサービスは解約されたものとみなします。
- (5) お客さまに次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行はなんらの催告なくして本契約を解約することができます。この場合、当行がお客さまにその旨の通知を発信したときに解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 支払停止または破産、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立があったとき、または申し立てを受けたとき。
 - ② 手形交換所の取引停止処分または株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けた場合。
 - ③ 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき。
 - ④ 当行に支払うべき手数料を支払わなかったとき。
 - ⑤ 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
 - ⑥ 相続の開始があったとき。
 - ⑦ お客さまがこの規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合。
 - ⑧ お客さまが本サービス申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - ⑨ お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または後記AからEまでのいずれかに該当することが判明した場合。
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加え

る目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

⑩ お客さまが、自らまたは第三者を利用して後記AからEまでのいずれかに一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前記AからDに準ずる行為

(6) 本契約が解約により終了した場合には、その解約時まで処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。

10. (手数料)

(1) 本サービス利用期間中は、利用月の翌月の当行所定の日(注)に当行所定の基本手数料をお支払いください。なお、利用開始月および利用解約月の基本手数料は免除するものとします。

(2) 振込サービスにより振込まれる場合は、毎月所定の日または振込資金決済の都度、当行所定の振込手数料をお支払いください。

(3) 上記(1)、(2)の手数料は、普通預金規定、当座勘定規定、貯蓄預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、あらかじめ指定された手数料引落指定口座から自動的に引落します。

(4) 前記5.(8)、(9)により「組戻し」の取扱いをした場合には、当行所定の組戻し手数料をお支払いください。

11. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)、通知預金規定、当座勘定規定、貯蓄預金規定、当座勘定借越約定書およびカードローン規定により取扱います。

12. (利用期間)

このサービスの当初利用期間は申込日から起算して1年間とし、依頼人または当行が

ら特に申出のない限り、利用期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。
以後も同様とします。

以上

預 769 (2023.10 制)